



7 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、国家戦略特別区域基本方針に基づき、第二項第六号に規定する提案の募集を行うものとする。

**第三章 区域計画の認定等**

**(区域方針)**

**第六条** 内閣総理大臣は、国家戦略特別区域ごとに、国家戦略特別区域基本方針に即して、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する方針（以下「区域方針」という。）を定めるものとする。

2 区域方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標並びにその達成のために取り組むべき政策課題

二 前号の目標を達成するために国家戦略特別区域において実施される事業に関する基本的な事項

三 前二号に掲げるもののほか、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に關し必要な事項

4 内閣総理大臣は、区域方針を定めたときは、国家戦略特別区域諮問会議及び関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

5 内閣総理大臣は、区域方針を定めたときは、内閣総理大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、区域方針を変更しなければならない。

6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による区域方針の変更について準用する。

**(国家戦略特別区域会議)**

**第七条** 国家戦略特別区域ごとに、次条第一項に規定する区域計画（第三項第二号において単に「区域計画」という。）の作成、第十一条第一項に規定する認定区域計画（同号において単に「認定区域計画」という。）の実施に係る連絡調整並びに国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に關し必要な協議（第四項及び第五項において「区域計画の作成等」という。）を行うため、次に掲げる者は、国家戦略特別区域会議を組織する。

一　国家戦略特別区域担当大臣（内閣府設置法第2号）  
（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十二号に掲げる事項に関する事務及び同条第三項第三号の七に掲げる事務を掌理するものをいう。（以下同じ。）

二　関係地方公共団体の長  
内閣総理大臣は、区域方針に即して、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化と国際的な経済活動の拠点の形成に特に資すると認める特定事業を実施すると見込まれる者として、公募その他の政令で定める方法により選定した者を、国家戦略特別区域会議に構成員として加えるものとする。

三　国家戦略特別区域担当大臣及び関係地方公共団体の長は、必要と認めるときは、協議して次に掲げる者を、国家戦略特別区域会議に構成員として加えることができる。

一　国の関係行政機関の長（当該行政機関が会議制の機関である場合にあっては、当該行政機関の長）  
二　国家戦略特別区域会議が作成しようとする区域計画又は認定区域計画及びその実施に関する密接な關係を有する者  
三　国家戦略特別区域会議は、区域計画の作成等を行うため必要があると認めるときは、国の行政機関の長及び地方公共団体の長その他の執行機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

四　国家戦略特別区域会議は、区域計画の作成等を行うため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

五　国家戦略特別区域会議において協議が調つた事項については、その構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

六　前各項に定めるもののほか、国家戦略特別区域会議の運営に関し必要な事項は、国家戦略特別区域会議が定める。

七　国家戦略特別区域会議の庶務は、内閣府において処理する。

八　前各項に定めるもののほか、国家戦略特別区域基本方針及び区域方針に即して、内閣府が定めるところにより、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に特に資すると認める特定事業を実施すると見込まれる者として、公募その他の政令で定める方法により選定した者を、国家戦略特別区域会議に構成員として加えるものとする。

2 活動の拠点の形成を図るための計画（以下「区域計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請するものとする。

区域計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 国家戦略特別区域の名称
- 二 第六条第二項第一号の目標を達成するために国家戦略特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容及び実施主体に関する事項
- 三 前号に規定する特定事業ごとの第十二条の二から第二十七条までの規定による規制の特例措置の内容
- 四 前二号に掲げるもののほか、第二号に規定する特定事業に関する事項
- 五 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果
- 六 前各号に掲げるもののほか、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

3 国家戦略特別区域会議は、区域計画に前項第二号に規定する特定事業の実施主体として特定の者を定めようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、当該特定事業の内容及び当該特定事業の実施主体として当該区域計画に定めようとする者について公表しなければならない。

4 前項の規定による公表があつた場合において、当該特定事業を実施しようとする者（当該公表がされた者を除く。）は、内閣府令で定めるところにより、国家戦略特別区域会議に対して、自己を当該特定事業の実施主体として加えるよう申し出ることができる。

5 国家戦略特別区域会議は、前項の規定による申出があつた場合において、当該申出をした者が実施しようとする特定事業が国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に資すると認めるときは、当該申出に応じるものとする。

6 第二項第六号に掲げる事項には、第二条第二項第一号又は第二号に掲げる事業の実施に当たつての補助金等交付財産（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第二百七十九号。以下この項及び第二十七条の六において「補助金等適正化法」という。）第二十二条に規定する財産をいう。以下この項にお

（二）の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。以下この項において同じ。）に関する事項を定めることができる。この場合においては、当該事項として、当該補助金等交付財産の活用を用いる方法を定めるものとする。

区域計画は、国家戦略特別区域会議の構成員が相互に密接な連携の下に協議した上で、国家戦略特別区域担当大臣、関係地方公共団体の長及び前条第二項に規定する構成員（以下「国家戦略特別区域担当大臣等」という。）の全員の合意により作成するものとする。

内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、区域計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 国家戦略特別区域基本方針及び区域方針に適合するものであること。

二 区域計画の実施が国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に相当程度寄与するものであると認められること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれることのであること。

内閣総理大臣は、前項の認定（以下この条及び次条第一項において単に「認定」という。）を行つて際に必要と認めるときは、国家戦略特別区域諮問会議に対し、意見を求めることができる。

内閣総理大臣は、認定をしようとするときには、区域計画に定められた特定事業に関する事項又は第六項に規定する事項について、これらに係る関係行政機関の長（以下この章において単に「関係行政機関の長」という。）の同意を得なければならない。この場合においては、当該関係行政機関の長は、当該特定事業（第二条第二項第一号に掲ぐるものに限る。）が、法律により規定された規制に係るものであつて、当該関係行政機関の長は、当該特定事業規定で、政令又は主務省令により規定された規制に係るものにあつては国家戦略特別区域基本方針に即して第二十六条の規定による政令若し

11  
くは内閣府令・主務省令で又は第二十七条の規定による政令若しくは内閣府令・主務省令で定めるところにより条例で、それぞれ定めるところに適合すると認められるときは、同意をするものとする。

(認定区域計画の変更)

**第九条** 国家戦略特別区域会議は、認定を受けた区域十画（以下「認定区域十画」という。）の

区域計画（以下「認定区域計画」といふ）の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）

をしようとすると、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

前条第三項から第十一項までの規定は、前項

の認定区域計画の変更について準用する。  
(構造改革特別区減法の特定事業)

(核兵器特別区域の特定事項)

区域における産業の国際競争力の強化又は国際

的な経済活動の拠点の形成を図るために必要と認めるとときは、区域計画に、次に掲げる事項を

定めることができる。

一　国家戦略特別区域において実施し又はその実施に足進みによる二十条構造改革特別区域法

実施を促進しようとする構造改革特別区域法 第二条第二項に規定する特定事業の内容、実

## 施主体及び開始の日に関する事項

二 前号に規定する特定事業ごとの構造改革特別区域法第四章の規定による規制の特例措置

別図記述第四章の規定による規制の特徴を圖

三 第一号に規定する特定事業を実施し又はそ  
の範囲に属する、第三項二

の実施を促進しようとする区域（第三項において「特定事業実施区域」という。）の範囲

前項各号に掲げる事項を記載した区域計画に

ついて第八条第一項の規定による認定の申請があつて場合によれば同条の規定の適用について

あつた場合はにおける同条の規定の適用について、同条第十項中「定められた特定事業」とあ

るのと「定められた特定事業及び第十条第一項

第一号に規定する特定事業（以下この項において「特定事業等」という。）は、当該特定事

「特定事業等」と「第二」の三語 特定事業」とあるのは「当該特定事業等」と、「第二」

条第二項第一号に掲げるものに限る」とあるの

は、第二条第二項第一号及び第三号に規定する事業を除く一と、「第十二条の一」から第二十五

条の六まで」とあるのは「第十二条の二から第

二十五条の六まで及び構造改革特別区域法第四章一二、「びくは二かるのは「び、構造改革

「章」として又は「とあるのは」で構造改革特別区域基本方針（構造改革特別区域法第三条第一項）に規定する構造改革特別区域基本方針

第一項に規定する構造改革特別区域基本方針を

いう。」に即して構造改革特別区画法第三十五条の規定による政令若しくは主務省令で、「条例で」とあるのは「条例で又は同法第三十一条第一項の変更の認定を受けたものとし、次項及び第五項において同じ。」については、第八条第八項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。次項において同じ。）を構造改革特別区画法第四条第九項の認定（同法第六条第一項の変更の認定を含む。次項において同じ。）と、第八条第八項の認定を受けた区域計画（前条第一項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次項において同じ。）と、特定事業実施区域を構造改革特別区画と、第二十九項の認定を受けた構造改革特別区画計画（同法第六条第一項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次項において同じ。）と、第九条第一項の規定により認定が取り消された場合を同法第九条第一項の規定により認定が取り消された場合とみなして、同法第四章の規定を適用する。この場合において、同章（第十二条第一項及び第二十四条第一項を除く。）中「地方公共団体が、その」とあるのは「国家戦略特別区画会議が、その」と、同法第十二条（同条第五項の表地方教育行政の組織及び運営に関する法律の項を除く。）の規定中「受けた地方公共団体」とあるのは「受けた国家戦略特別区画会議」の項を除く。）及び第十三条（同条第四項の表地方教育行政の組織及び運営に関する法律の項を除く。）の規定中「受けた地方公共団体」とあるのは「受けた国家戦略特別区画会議」である。この場合において、同法第十二条第五項、第二十条第三項、第二十三条第二項及び第五項、第二十四条第二項並びに第二十九条第二項及び第三項中「受けた地方公共団体」とあるのは「受けた国家戦略特別区画会議に係る関係地方公共団体」とするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

十三条及び第二十四条の二第三項第一号を除き、以下単に「認定」という。)を取り消すことができる。この場合において、内閣総理大臣は、あらかじめ関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。

2 関係行政機関の長は、内閣総理大臣に対し、前項の規定による認定の取消しに関し必要と認められる意見を申し出ることができる。

3 第八条第十一項の規定は、第一項の規定による認定区域計画の認定の取消しについて準用する。

(認定区域計画の進捗状況に関する評価)

**第十二条** 国家戦略特別区域会議は、内閣府令で定めるところにより、認定区域計画の進捗状況について、定期的に評価を行うとともに、その結果について、内閣総理大臣に報告しなければならない。

**第四章 認定区域計画に基づく事業に対する規制の特例措置等**

(公証人法の特例)

**第十二条の二** 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、公証人役場外定款認証事業(国家戦略特別区域内の場所)(公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第十八条第一項に規定する役場以外の場所に限る)において、公証人が会社法(平成十七年法律第八十六号)第三十条第一項(他の法令において準用する場合を含む)並びに一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第十三条及び第一百五十五条の規定による定款の認証を行う事業をいう。次項及び別表の一の項において同じ。)を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、公証人は、公証人法第十八条第二項本文の規定にかかわらず、当該区域計画に定められた次項の場所において、当該定款の認証に関する職務を行うことができる。

2 前項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、公証人役場外定款認証事業を実施する場所を定めるものとする。

(学校教育法等の特例)

**第十二条の三** 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、公立国際教育学校等管理事業(国家戦略特別区域内において、都道府県又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条における

いて「都道府県等」という。が設置する学校に規定する中学校（同法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すものに限る。）、高等学校又は中等教育学校のうち、国際理解教育及び外国语教育を重点的に行うものその他の産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に寄与する人材の育成の必要性に対応するための教育を行うものとして政令で定める基準に適合するもの（以下この項及び第三項第三号において「公立国際教育学校等」という。）の管理を、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人、同法第六十四条第四項の規定により設立された法人、一般社団法人、一般財團法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第一条第二項に規定する特定非営利活動法人であつて、当該公立国際教育学校等の管理を担当する役員が当該管理を行うために必要な知識又は経験を有するものとして都道府県等が指定するもの（以下この条において「指定公立国際教育学校等管理法人」という。）に行われる事業をいう。別表の一の二の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、都道府県等は、学校教育法第五条の規定にかわらず、条例の定めるとところにより、指定公立国際教育学校等管理法人に公立国際教育学校等の管理を行わせることができる。

て「特定公立国際教育学校等」という。)において生徒に対してされる入学、卒業、退学その他の処分に関する手続及び基準

四 前号に掲げるもののほか、指定公立国際教育学校等管理法人が行う管理に関する基準及び業務の範囲

五 その他指定公立国際教育学校等管理法人が行う管理に関し必要な事項

六 指定公立国際教育学校等管理法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、特定公立国際教育学校等の管理の業務に関するして知り得た秘密を漏らし、又は濫用してはならない。

七 指定公立国際教育学校等管理法人の役員又は職員であつて特定公立国際教育学校等の管理の業務に従事するものは、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

八 指定公立国際教育学校等管理法人は、毎年度終了後、その管理を行う特定公立国際教育学校等の管理の業務に關し事業報告書を作成し、当該特定公立国際教育学校等を設置する都道府県等に提出しなければならない。

九 都道府県等の教育委員会は、指定公立国際教育学校等管理法人が管理を行う特定公立国際教育学校等の管理の適正を期するため、指定公立国際教育学校等管理法人に対しても、当該管理の業務又は経理の状況に關し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

10 都道府県等は、指定公立国際教育学校等管理法人が前項の指示に従わないときその他当該指定公立国際教育学校等管理法人による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

11 特定公立国際教育学校等に関する次の表の第一欄に掲げる法律の規定の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。



項一 第九十二条		4	
用 要 し た 費 用	地 域 型 保 育 認 定 子 ど も	当該特 定 地 域 型 保 育 認 定 子 ど も	当該満三 歳未滿保 育認定子 ども
要した費用又は当該満三歳以上保 育認定子どもに対する国家戦略特 別区域特定小規模保育事業者によ る特定地域型保育（保育必要量の 号」とあるのは「利用定員の総数（同法第十九条第三 条第三号（国家戦略特別区域法第十二条の四第一 項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事 業に係る特定地域型保育事業所（以下この項に おいて「国家戦略特別区域特定小規模保育事業 所」という。）にあつては、子ども・子育て支 援法第十九条第二号及び第三号」と、「必要利 用定員総数（同法第十九条第三号」とあるのは 「必要利用定員総数（同法第十九条第三号（国 家戦略特別区域特定小規模保育事業所にあつて は、同条第二号及び第三号）」とするほか、必 要な技術的読替えは、政令で定める。 第一項の場合における子ども・子育て支援法 の規定の適用については、次の表の上欄に掲げ る同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ れぞれ同表の下欄の字句とするほか、必要な技 術的読替えは、政令で定める。	とき	とき	とき
要した費用又は当該満三歳未滿保 育認定子どもに対する特定地域型保 育	当該満三 歳未滿保 育認定子 ども	当該満三 歳未滿保 育認定子 ども	当該満三 歳未滿保 育認定子 ども

項五 第九十二条第一項		号一 第九十二条第一項		項二 第九十二条第一項	
当該満三歳未満保育認定子育事業者	当該満三歳未満保育認定子育事業者	当該現に満三歳未満保育認定地域型保育に要した費用	当該現に満三歳未満保育認定地域型保育に要した費用	当該満三歳未満保育認定地歳以上保育認定地域型保育に要した費用	当該満三歳以上保育認定地歳以上保育認定地域型保育に要した費用
当該満三歳未満保育認定子育事業者	当該満三歳未満保育認定子育事業者	とき、又は満三歳以上保育認定子どもが国家戦略特別区域特定小規模保育事業者から特定満三歳以上保育認定地域型保育を受けたとき	とき、又は満三歳以上保育認定子どもが国家戦略特別区域特定小規模保育事業者から特定満三歳以上保育認定地域型保育を受けたとき	どもに受けさせるものとする。	と/orする。
当該満三歳未満保育認定子育事業者	当該満三歳未満保育認定子育事業者	当該現に満三歳未満保育認定地域型保育に要した費用	当該現に満三歳未満保育認定地域型保育に要した費用	当該満三歳未満保育認定地歳以上保育認定地域型保育に要した費用	満三歳以上保育認定地歳以上保育「」(といふ)に要した費用

項一 第一条三十四第		号三 第一 第二 第三 第四		号一 第一 第二 第三 第四	
、その	利用定員	もの	も	とき	費用
その	利用定員（国家戦略特別区域小規模保育事業を行なう地域型保育事業所にあつては同第二号に掲げる小学校及び同第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とし、	もの（特定満三歳以上保育認定地型保育を除く。）	も	とき、又は満三歳以上保育認定子どもが、当該満三歳以上保育認定子どもに係る教育・保育給付認定者が同項の規定による申請をした日から当該教育・保育給付認定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により特定満三歳以上保育認定地域型保育を受けたとき	当該満三歳未満保育に要した費用又は当該特定満三歳未満保育認定地型保育に要した費用
		の	も	どもが、当該満三歳以上保育認定子どもに係る教育・保育給付認定者が同項の規定による申請をした日から当該教育・保育給付認定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により特定満三歳以上保育認定地域型保育を受けたとき	当該満三歳未満保育認定地型保育に要した費用

項一 第四十五 第		項三 第五十四 第		項二 第五十四 第	
限 る。)	に 定 め る。	満 三 歳 未 満 保 育 認 定 子 ど も	満 三 歳 未 満 保 育 認 定 子 ど も	総 数 を 同 項 前 項	総 数 が 総 数 (国家戦略特別区域特定小規 模保育事業者にあつては、第十九 条第二号及び第三号に掲げる小学 校就学前子どもの区分ごとの当該 国家戦略特別区域特定小規模保育 事業者に係る特定地域型保育事業 所(以下「国家戦略特別区域特定 小規模保育事業所」という)にお ける同項の申込みに係る教育・保 育給付認定子ども及び当該国家戦 略特別区域特定小規模保育事業所 を現に利用している教育・保育給 付認定子ども(総数)が 総数(国家戦略特別区域特定小規 模保育事業者にあつては、当該区 分に応ずる当該国家戦略特別区域 特定小規模保育事業所の第二十九 条第一項の確認において定められ た利用定員の総数)を
	限 る。)(國家戦略特別区域特定小規 模保育事業所にあつては、同条 第二号及び第三号に掲げる小学校 就学前子どもの区分ごとの必要利 用定員総数)	満 三 歳 未 満 保 育 認 定 子 ど も	満 三 歳 未 満 保 育 認 定 子 ど も	満 三 歳 未 満 保 育 認 定 子 ど も	満 三 歳 未 満 保 育 認 定 子 ど も
限 る。)(國家戦略特別区域特定小規 模保育事業所にあつては、同条 第二号及び第三号に掲げる小学校 就学前子どもの区分ごとの必要利 用定員総数)	満 三 歳 未 満 保 育 認 定 子 ど も	満 三 歳 未 満 保 育 認 定 子 ど も	満 三 歳 未 満 保 育 認 定 子 ど も	満 三 歳 未 満 保 育 認 定 子 ど も	満 三 歳 未 満 保 育 認 定 子 ど も









つ確実に行うために必要なものとして政令で定められた区域に適合するものに限る。以下この項及び第三項において「特定機関」という。(が雇用契約に基づいて受け入れる事業をいう。第三項及び別表の四の五の項において同じ。)を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、法務大臣は、本邦に上陸しようとする外国人から、特定農業支援活動(特定機関との雇用契約に基づいて、国家戦略特別区域内に限つて行う農業支援活動をいう。以下この項及び次項において同じ。)を行うものとして、入管法第七条の二第一項の申請があつた場合は、当該特定農業支援活動を入管法第七条第一項第二号に規定する入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として法務大臣があらかじめ告示をもつて定めるものに該当するものとみなして、在留資格認定証明書を交付することができる。

2 内閣総理大臣は、国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業に関して、受け入れる外国人に対する研修の実施及び情報の提供、関係行政機関との連携の確保その他のその適正かつ確実な実施を図るために特定機関その他の関係者が講べき措置を定めた指針を作成するものとする。

3 前条第四項から第六項までの規定は、前項に規定する指針について準用する。

4 第十六条の六 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家战略特別区域外国人創業活動促進事業(国家战略特別区域において、外国人が創業活動(貿易その他の事業の経営を開始して、その経営を行う活動をいう。以下この項において同じ。)を行うことを促進する事業をいう。別表の四の六の項において同じ。)を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、本邦に上陸しようとする外国人から、当該国家战略特別区域において入管法別表第一の二

業活動を含むものに限る。)を行つものとして、入管法第七条の二第一項の申請があつた場合は、創業外国人上陸審査基準(国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために外国人による創業を促進することを旨とし、我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案して政令で定める基準をいう。)を入管法第七条第一項第二号の法務省令で定める基準とみなして、在留資格認定証明書を交付することができる。

外国人が前項の規定により交付された在留資格認定証明書を提出して入管法第六条第二項の申請をした場合における入管法第七条第一項第二号の規定の適用については、同号中「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案して法務省令で定める基準」とあるのは、「国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)」第十六条の六第一項に規定する創業外国人上陸審査基準」とする。

**第十六条の七 国家戦略特別区域会議**が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域外国人海外需要開拓支援等活動促進事業(外国人がその有する知識又は技能を活用して国家戦略特別区域において海外需要開拓支援等活動(新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、通訳又は翻訳その他の業務に從事することにより、我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品若しくは役務の海外における需要の開拓又は国内における外国人観光旅客に対するこれらの商品若しくは役務の提供を支援する活動をいう。第三項において同じ。)を行うことを促進する事業をいう。以下この条及び別表の四の七の項において同じ。)を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、法務大臣は、本邦に上陸しようとする外国人から、当該国家戦略特別区域において入管法別表第一の二の表の技術・人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動又は同表の技能の項の下欄に掲げる活動(いずれも第三項に規定する対象海外需要開拓支援等活動を含むものに限る。)を行うものとして、入管法第七条の二第一項の申請があつた場合には、海外需要開拓支援等外国人上陸審査基準(国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために外国人による創業を促進することを旨とし、我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案して政令で定める基準をいう。)を入管法第七条第一項第二号の法務省令で定める基準とみなして、在留資格認定証明書を交付することが可能となる。

経済活動の拠点の形成を図るために我が国の生産文化の特色を生かした魅力ある商品若しくは役務の海外における需要の開拓又は国内における外国人観光旅客に対するこれらの商品若しくは役務の提供を促進することを旨とし、我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案して政令で定める基準をいう。」を入管法第七条第一項第二号の法務省令で定める基準とみなして、在留資格認定証明書を交付することができる。

2 外国人が前項の規定により交付された在留資格認定証明書を提出して入管法第六条第二項の申請をした場合における入管法第七条第一項第二号の規定の適用については、同号中「我が国が開拓支援等活動促進事業の対象となる海外需要開拓支援等活動（次項において「対象海外需要開拓支援等活動」という。）の内容を定めるものとする。

3 第一項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、国家戦略特別区域外国人海外需要開拓支援等活動促進事業の対象となる海外需要開拓支援等活動（次項において「対象海外需要開拓支援等活動」という。）の内容を定めるものとする。

4 国家戦略特別区域会議は、区域計画に国家戦略特別区域外国人海外需要開拓支援等活動促進事業を定めようとするときは、あらかじめ、対象海外需要開拓支援等活動として定めようとするとする活動の内容が入管法別表第一の二の表の技術・人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動又は同表の技能の項の下欄に掲げる活動に該当していることについて、関係行政機関の長に協議しなければならない。

（道路法の特例）

**第十七条** 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略道路占用事業（国家戦略特別区域内において、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十二条第一項第一号又は第四号から第七号までに掲げる施設、工作物又は物件（以下この項及び次項において「施設等」という。）のうち、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に寄与し、道路（同法による道路をいう。以下この項及び次項において同じ。）の通行者又は利用者の利便の増進に資するものとし、政令で定めるものの設置（道路交通環境の

する農地（同法第四百三十三条第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む。）又は採草放牧地をいう。以下この項において同じ。）の権利移動の許可に係る市町村の権限について、市町村長及び当該市町村の農業委員会がこの項の規定による合意をすることにより、国家戦略特別区域において、農地等を効率的に利用する者による地域との調和に配慮した農地等についての権利の取得の促進を図る事業をいう。次項及び別表の六の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、市町村長と当該市町村の農業委員会との間で、当該区域計画に定められた次項の区域内にある農地等であつて当該農業委員会が管轄するものについての同法第三条第二項本文に掲げる権利の設定又は移転に係る当該農業委員会の事務（同条又は同法第三条の二の規定により農業委員会が行うこととされている事務に限り、これら的事務に密接な関連のある事務で、合意がされた場合には、当該市町村長は、政令で定めるものを含む。）の全部又は一部（以下この条において「特例分担事務」といいう。）を当該市町村長が行うことにつき、その適正な実施に支障がなく、かつ、農地等を効率的に利用する者による地域との調和に配慮した農地等についての権利の取得の促進に資するとして、合意がされた場合には、当該市町村長は、同法その他の法令の規定にかかわらず、当該区域において特例分担事務を行うものとする。

八条第一項の規定の適用については、同法第五十条中「農業委員会」とあるのは「國家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十九条第一項の規定により同項に規定する特例分担事務を行う市町村長」と、同項中「処理に関し、農業委員会」とあるのは「うち國家戦略特別区域法第十九条第一項の規定により市町村長が行うものの処理に關し、市町村長」とする。第一項及び前三項中市町村又は市町村長に関する部分の規定は、特別区のある地にあつては特別区又は特別区の区長に、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十一条第二項の規定により区（総合区）を含む。以下この項において同じ。）ごとに農業委員会を置かないこととされたものを除く。）にあつては区又は区長（総合区長を含む。）に適用する。

（国家公務員退職手当法の特例）

**第十九条の二** 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業（国家戦略特別区域において、創業者（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第二十九項第二号、第四号及び第六号に掲げる者をいう。以下この条及び第三十六条の三第一項において同じ。）が行う事業の実施に必要な人材であつて、国の行政機関の職員としての経験を有するもの）の確保を支援する事業をいう。次項及び別表の七の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八百八十二号）第一条第一項に規定する職員（国の行政機関の職員に限る。以下この項において單に「職員」という。）のうち、内閣官房において単に「職員」という。）のうちに、令で定めるところにより、引き続いて創業者（当該区域計画に定められた次項の創業者に限る。）に使用される者（以下この項において「特定被使用者」という。）となるための退職（同法第七条第一項に規定する退職手当の算定期の基礎となる勤続期間が三年以上である職員の号）第七十六条の規定による失職若しくはこれに準ずる退職に該当する場合を除く。第三項に規定する懲戒免職等処分を受けた職員の退職又は国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第七十六条の規定による失職若しくはこれに準ずる退職に該当する場合を除く。第三項に

**第十九条の二** 国家戦略特別区域（  
（国家公務員退職手当法の特例）

おいて「特定退職」という。をし、かつ、引き続き特定被使用者となつた者であつて、引き続き特定被使用者として在職した後特定被使用者となつた日から起算して三年を経過した日までに再び職員となつたもの（特定被使用者として在職した後引き続いて職員となつた者及びこれに準ずる者として内閣官房令で定める者に限る。以下この条において「再任用職員」といいう。）が退職した場合におけるその者に対する国家公務員退職手当法第二条の四の規定による退職手当に係る同法第七条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間は、後の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。

2 前項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、国家戦略特別区域創業者才材確保支援事業に係る創業者を定めるものとする。

3 再任用職員が退職した場合におけるその者に対する国家公務員退職手当法第二条の四の規定

日から退職した日の前日までの期間に係る利息に相当する額を合計した額

三 前二項の規定を適用しないで第一号に規定する法律の規定により計算した額

前各項の規定は、再任用職員の退職前に、先の退職手当に関する規定による処分（先の退職手当の全部を支給しないこととするものに限る。）又は同法第十五条第一項の規定による処分（先の退職手当の全部の返納を命ずるものに限る。）が行われたときは、適用しない。

再任用職員が退職し、まだ当該退職に係る退職手当（その額を第四項本文の規定により計算するものに限る。次項及び第八項において同じ。）の額が支払われていない場合において、先の退職手当に関する国家公務員退職手当法第十三条第一項から第三項までの規定による処分が行われたときは、当該退職に係る同法第十二条

おいて「特定退職」という。をし、かつ、引き続き特定被使用者となった者であつて、引き続き特定被使用者として在職した後特定被使用者となつた日から起算して三年を経過した日までに再び職員となつたもの（特定被使用者として在職した後引き続いて職員となつた者及びこれに準ずる者として内閣官房令で定める者に限る。以下この条において「再任用職員」といふ。）が退職した場合におけるその者に対する国家公務員退職手当法第二条の四の規定による退職手当の額の計算の基礎となる同法第五条の二第二項に規定する基礎在職期間（以下この項において単に「基礎在職期間」という。）には、同条第二項の規定にかかわらず、特定退職に係る退職手当（以下この条において「先の退職手当」という。）の額の計算の基礎となつた基礎在職期間を含むものとする。

5 息に相当する額を合計した額  
三 前三項の規定を適用しないで第一号に規定する法律の規定により計算した額  
前各項の規定は、再任用職員の退職前に、先の退職手当に関する、国家公務員退職手当法第十四条第一項の規定による処分（先の退職手当の全部を支給しないこととするものに限る。）又は同法第十五条第一項の規定による処分（先の退職手当の全部の返納を命ずるものに限る。）が行われたときは、適用しない。  
6 再任用職員が退職し、まだ当該退職に係る退職手当（その額を第四項本文の規定により計算するものに限る。次項及び第八項において同じ。）の額が支払われていない場合において、先の退職手当に関する国家公務員退職手当法第十三条第一項から第三項までの規定による処分が行われたときは、当該退職に係る同法第十一条第二号に規定する退職手当管理機関（次項及び第八項において単に「退職手当管理機関」という。）は、当該処分を受けている者に対し、これららの規定による処分の場合に準じて、第四項本文の規定により計算した額から同項第三号に掲げる額を控除して得た額（以下この条において「特例加算額」という。）の支払を差し止められる处分を行うものとする。この場合において、先の退職手当に関する同法第十三条第一項から第三項までの規定による処分が取り消されたときは、当該特例加算額の支払を差し止める処分も取り消すものとする。  
7 再任用職員の退職前に、先の退職手当に関する、国家公務員退職手当法第十四条第一項の規定による処分（先の退職手当の全部を支給しないこととするものを除く。）若しくは同法第五条第一項の規定による処分（先の退職手当の全部の返納を命ずるものを除く。）が行われたとき、又は再任用職員が退職し、まだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、先の退職手当に関する同法第十四条第一項若しくは第二項、第十五条第一項、第十六条第一項若しくは第十七条第一項から第五項までの規定による処分が行われたときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該処分を受けている者に対し、これらの規定による処分の場合に準じて、特例加算額の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うものとする。この場合において、これらの規定による処分が取り消



増設促進事業の実施主体として当該区域計画に定められた市町村は、国家戦略特別区域工場等を新規に建設する事業を実施する区域（以下この条において「事業実施区域」という。）における製造業等に係る工場又は事業場の緑地（同法第四条第一項第一号に規定する緑地をいう。）及び環境施設（同号に規定する環境施設をいう。）のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項について、条例で、同法第四条第一項の規定により公表され、又は同法第四条の二第一項の規定により定められた準則（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第九条第一項の規定により準則が定められた場合又は同法第十条第一項の規定により条例が定められた場合には、その準則又はその条例を含む。次項において「既存準則」という。）に代えて適用すべき準則を定めることができる。

前項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、事業実施区域、既存準則に代えて適用しようとする準則の内容及び国家戦略特別区域工場等新規建設促進事業の実施に際し配慮すべき生活環境との調和に関する事項を定めるものとする。

第一項の規定により準則を定める条例（以下の等条例）とあるのは、施行されている間は、当該国家戦略特別区域緑地面積率等条例に係る事業実施区域に係る工場立地法第九条第二項の規定による勧告をする場合における同項第一号の規定の適用については、同号中「第四条の二第二項の規定により市町村準則が定められた場合にあつては、その市町村準則」とあるのは、「国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二十条の二第一項の規定により準則が定められた場合にあつては、その準則」とする。

国家戦略特別区域緑地面積率等条例を定めた市町村は、次に掲げる事由が生じた場合においては、当該事由の発生により当該国家戦略特別区域緑地面積率等条例の適用を受けないこととなるた区域において当該事由の発生前に当該国家戦略特別区域緑地面積率等条例の適用を受けた工場立地法第六条第一項に規定する特定工場について、条例で、当該事由の発生に伴い合理的に必要と判断される範囲内で、所要の経過措置を定めることができる。

二 第十一条第一項の規定による認定区域計画の認定の取消し

前項の規定により経過措置を定める条例が施行されている間は、同項の特定工場による勧告をする場合における同項第一号の規定の適用については、同号中「第四条の二第一項の規定により市町村準則が定められた場合には、その市町村準則」とあるのは、「国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二十条の二（第二項の規定により条例が定められた場合については、その条例）」とする。

（都市計画法の特例）

**第二十一条** 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略都市計画建築物等整備事業（都市計画の決定又は変更をすることにより、国家戦略特別区域内外において産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要な建築物その他の施設の整備を促進する事業をいう。以下この条及び別表の九の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日において、当該国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画の決定又は変更がされたものとみなす。

前項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項を定めるものとする。

3 国家戦略特別区域会議は、区域計画に国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案を提出し、当該区域計画に当該国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

4 前項の規定による公告があったときは、関係市町村の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された事項の案を

5　国家戦略特別区域会議は、区域計画に国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる国家戦略都市計画建築物等整備事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に前項の規定により提出された意見書の要旨を提出し、当該国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項について、それぞれ当該各号に定める者に付議し、その議を経なければならぬ。

一　国家戦略都市計画建築物等整備事業（国土交通大臣又は都道府県が定める都市計画の決定又は変更に係るものに限る）当該国家戦略都市計画建築物等整備事業を実施する区域を管轄する都道府県の都道府県都市計画審議会

二　国家戦略都市計画建築物等整備事業（市町村が定める都市計画の決定又は変更に係るものに限る）当該国家戦略都市計画建築物等整備事業を実施する区域を管轄する市町村の都市計画法（第十七条第一項及び第二項、第十八条第一項から第三項まで並びに第十九条第一項から第三項まで（これらの規定を同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）を除く。）他の法令の規定による都市計画の決定又は変更に係る手続の例による。

**第二十二条**　国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略開発事業（国家戦略特別区域内において、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために行われる都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為（同法第二十九条第一項各号に掲げるものを除く。）に関する事業をいう。以下この条及び別表の十の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日において、当該国家戦略開発事業の実施主体に対する同法第二十九条第一項の許可があつたものとみなす。

2 国家戦略特別区域会議は、区域計画に国家戦略開発事業を定めようとするときは、あらかじめ、当該国家戦略開発事業の内容について、当該国家戦略開発事業を組織する国家戦略特別区域担当大臣等の同意を得なければならない。

3 国家戦略特別区域会議は、区域計画に国家戦略開発事業（都市計画法第三十二条第一項の同意を要するものに限る。）を定めようとするときは、あらかじめ、同項に規定する公共施設の管理者（当該国家戦略特別区域会議を組織する国家戦略特別区域担当大臣等であるものを除く。）に協議し、その同意を得なければならぬ。

4 第二十三条 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略都市計画施設整備事業（国家戦略特別区域内において産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために行われる都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設の整備に関する事業であつて、同法第六十条第一項第三号に掲げる事業計画が定められているものをいう。以下この条及び別表の十一の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日において、政令で定めるところにより、当該国家戦略都市計画施設整備事業の実施主体に対する同法第五十九条第一項から第四項までの認可又は承認があつたものとみなす。

5 国家戦略特別区域会議は、区域計画に国家戦略都市計画施設整備事業を定めようとするときは、あらかじめ、当該国家戦略都市計画施設整備事業の内容について、当該国家戦略都市計画施設整備事業の実施主体として当該区域計画に定めようとする者（当該国家戦略特別区域会議に定めようとする者（当該国家戦略特別区域会議を組織する国家戦略特別区域担当大臣等であるものを除く。）の同意を得なければならない）の同意を得なければならない。

を組織する国家戦略特別区域担当大臣等であるものを除く。)の同意を得なければならない。

略都市計画施設整備事業（都市計画法第五十九条第六項の規定による意見の聴取を要するものに限る。）を定めようとするときは、あらかじめ、同項に規定する公共の用に供する施設を管理する者又は同項に規定する土地改良事業計画による事業を行う者（当該国家戦略特別区域会議の構成員であるものを除く。）の意見を聴かなければならない。

（都市再開発法の特例）

都市再開発法	都市再開発法第七条の九第都
第七条の十五	一項の規準又は規約及び事再開
第二項に規定	業計画が定められており、發
する個人施行者	(第三項には第七条の十三第一項の同條の意を要する場合にあつては、九第
(第三項において単に「個人施行者」という。)	一項に當該同意が得られている市街地再開発事業
都市再開発法	都市再開発法第十一條第一項の定款及び事業計画が定
第十一条第一項の規定によ	りめられれているとともに、同
り設立さ	法第十四条第一項の同意が得られており、かつ、同法
れた	第十二条第一項において準
市街地再開発組合(以下この条において「市街地	用する同法第七条の十二の規定による参加の機会の付与を要する場合にあつては、当該同意が得られており、
再開発組合」)	認可の項第一條の認可

2 国家戦略特別区域会議は、区域計画に国家戦略市街地再開発事業を定めようとしているときは、あらかじめ、当該国家戦略市街地再開発事業の内容について、当該国家戦略市街地再開発事業の実施主体として当該区域計画に定めようとす	構等」という	第三項第三号において、「機構等」という	市街地再開発事業を施行する場合に限る。	二条の二第五十二条の規定による協議を要する場合にあつては、当該一項の規定により協議が行われている市街地の	都市再生機構一項の施行規程及び事業計画又は地方住宅画が定められており、かつ、発供給公社（都同条第三項において読み替第二条の二第五十二条の規定による協議を要する場合にあつては、当該一項の規定により協議が行われている市街地の）の認可
--	--------	---------------------	---------------------	--	--

特定事業参加者又は同法第五十条の三第一項第五号の  
特定事業参加者又は同法第五十条の三第三項において  
読み替えて準用する同法第五十二条第二項  
第五号の特定事業参加者は、当該事業計画等  
(同法第九条第五号の参加組合員にあっては前  
項第一号の事業計画に限り、同法第五十条の三  
第一項第五号の特定事業参加者にあっては前項  
第二号の規準又は事業計画に限り、同法第五十  
八条第三項において読み替えて準用する同法第  
五十二条第二項第五号の特定事業参加者にあつ  
ては前項第三号の施行規程又は事業計画に限  
る。)について意見があるときは、縦覧期間満  
了日の翌日から起算して二週間を経過する日  
までに、国家戦略特別区域会議に意見書を提出  
することができる。ただし、都市計画において  
定められた事項については、この限りでない。

5 国家戦略特別区域会議は、前項の規定により  
意見書の提出があつた場合においては、その内  
容を審査し、その意見書に係る意見を探すべ  
きであると認めるときは、当該意見書に係る国  
家戦略市街地再開発事業の実施主体として区域

4 一項の規定及び事業計画  
三 機構等 都市再開発法第五十八条第一項の  
施行規程及び事業計画

# 市街地再開発組合 都市再開発法第十一 第一項の事業計画

「事業計画等」という。)を一週間公衆の縦覧に供しなければならない。

区分に応じ、それぞれ當該各号に定める事業計画、規準又は施行規程（以下この条において

次の各号に掲げる国家戦略市街地再開発事業の実施主体として区域計画に定めよう三十ある旨

る）の同意を得なければならない。

る者（当該国家戦略特別区画会議を組織する国  
家戦略特別区域担当大臣等であるものを除き、  
当該実施主体として市街地再開発組合を定めよ  
うとする場合にあっては、都市再開発法第十  
一条第一項の定款及び事業計画を定めた者とす

2 本項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、次に掲げる要件のいずれに

床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律（昭和六十二年法律第二十九号。以下この項及び次項第二号において「臨床修練等特例法」という。）第二条第六号に規定する臨床修練外国医師、同条第七号に規定する臨床修練外国歯科医師及び同条第八号に規定する臨床修練外国看護師等が同条第四号に規定する臨床修練（次項第二号において単に「臨床修練」という。）を行う診療所を確保する事業をいう。以下この条及び別表の十二の二の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日において、当該区域計画に定められた次項に規定する国家戦略特別区域臨床修練診療所確保事業に係る診療所は、臨床修練等特例法第二条第五号に規定する臨床修練病院等（第三項において単に「臨床修練病院等」といふ。）となつたものとみなす。

(**外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に關する法律の特例**)

**第二十四条の二** 國家戦略特別区域會議が、第八条第二項第一号に規定する特定事業として、国又は各寺りて成當に多處兼用に准用する(國又は各寺りて成當に多處兼用に准用する)國

6 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法第二章第三節（第二十九条、第三十条、第三十二条第二項、第三十八条、第四十条、第四十二条第三項及び第四十二条を除く。）の規定を準用する。この場合において、同節中「審理員」とあるのは、「国家戦略特別区域会議」と読み替えるものとする。

7 国家戦略市街地再開発事業の実施主体として区域計画に定めようとする者が、第五項の規定により事業計画等に修正を加え、その旨を国家戦略特別区域会議に申告した場合においては、その修正に係る部分について、更に第三項からこの項までに規定する手続を行うべきものとす

計画に定めようとする者（当該者が市街地再開発組合である場合にあつては、都市再開発法第十一條第一項の定款及び事業計画を定めた者。第七項において同じ。）に対し事業計画等に必要な修正を加えるべきことを命じ、その意見書に係る意見を採択すべきでないと認めるときは、その旨を意見書を提出した者に通知しなければならぬ。



(3) 遠隔自動走行の方法（緊急の場合に速やかに危険防止のために必要な措置を講ずるための方法を含む。）に関する事項	八 航空法第百三十二条の八十五第一項各号のいずれかに掲げる空域において無人航空機を飛行させる行為 当該行為を行う空域及び期間並びに当該行為に使用する無人航空機を特定するために必要な事項
二 航空法第百三十二条の八十六第二項各号に掲げる方法のいずれかによらずに無人航空機を飛行させる行為 当該飛行の方法及び当該行為を行う期間並びに当該行為に使用する無人航空機を特定するために必要な事項	九 航空法第百三十二条の八十五第一項各号の二十六第一項の登録人（（2）～（v）i等）及び第十六項において「免許人等」という。との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容
（i）実験等無線局（電波法（昭和二十五年法律第三十一号）第四条の二第二項に規定する実験等無線局をいい、自動車自動運転関係電波技術、無人航空機遠隔操作自動操縦関係電波技術、特殊仕様自動車等応用関係電波技術又は無人航空機応用関係電波技術の有効性の実証を行うためのものに限る。以下この条及び第二十五条の六において同じ。）を開設し、これを運用する行為	（ii）無線局（（3）及び第十二項第四号において単に「特定無線局」という。）（同条第一号に掲げる無線局に係るものに限る。）である実験等無線局
（ii）（i）に掲げる実験等無線局以外の実験等無線局 次に掲げる事項	（iii）（i）に規定する最大運用数

（iii）（i）に規定する最大運用数	（iv）（i）に規定する運用開始の予定期日
（iv）（i）に規定する運用開始の予定期日	（v）（i）に規定する運用開始の予定期日
（v）（i）に規定する運用開始の予定期日	（vi）（i）に規定する運用開始の予定期日
（vi）（i）に規定する運用開始の予定期日	（vii）（i）に規定する運用開始の予定期日
（vii）（i）に規定する運用開始の予定期日	（viii）（i）に規定する運用開始の予定期日

（viii）（i）に規定する運用開始の予定期日	（ix）（i）に規定する運用開始の予定期日
（ix）（i）に規定する運用開始の予定期日	（x）（i）に規定する運用開始の予定期日
（x）（i）に規定する運用開始の予定期日	（xi）（i）に規定する運用開始の予定期日
（xi）（i）に規定する運用開始の予定期日	（xii）（i）に規定する運用開始の予定期日
（xii）（i）に規定する運用開始の予定期日	（xiii）（i）に規定する運用開始の予定期日

（xiii）（i）に規定する運用開始の予定期日	（xiv）（i）に規定する運用開始の予定期日
（xiv）（i）に規定する運用開始の予定期日	（xv）（i）に規定する運用開始の予定期日
（xv）（i）に規定する運用開始の予定期日	（xvi）（i）に規定する運用開始の予定期日
（xvi）（i）に規定する運用開始の予定期日	（xvii）（i）に規定する運用開始の予定期日
（xvii）（i）に規定する運用開始の予定期日	（xviii）（i）に規定する運用開始の予定期日

四項の規定による協議があつた場合において、それぞれ準用す  
当該協議に係る当該行為により航空機の航行の  
安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が  
損なわれるおそれがないと認めるときは、同項  
の同意をするものとする。

総務大臣は、第二項第三号ホに掲げる行為に  
係る技術実証区域計画についての第四項の規定  
による協議があつた場合において、当該協議に  
係る当該行為が次の各号のいずれにも適合して  
いるときは、同項の同意をするものとする。

一 当該行為に係る実証事業者として当該技術  
実証区域計画に定めようとする者が電波法第  
五百三項各号のいずれかに該当する者でな  
いこと。  
二 第二項第三号ホ（1）に掲げる実験等無線  
局にあつては、当該行為に係る技術実証区域  
計画に定めようとする無線設備の工事設計が  
電波法第三章に定める技術基準に適合するこ  
と。  
三 当該行為に係る技術実証区域計画に定めよ  
うとする周波数が、第二項第三号ホ（1）に  
掲げる実験等無線局に係るものにあつては電  
波法第七条第一項第二号の規定、第二項第三  
号ホ（2）又は（3）に掲げる実験等無線局  
に係るものにあつては同法第二十七条の四第  
一号の規定に適合すること。  
四 前三号に掲げるもののほか、第二項第三号  
ホ（1）に掲げる実験等無線局にあつては電  
波法第七条第一項第四号の総務省令で定める  
無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本  
的基準、第二項第三号ホ（2）又は（3）に  
掲げる実験等無線局にあつては同法第二十七  
条の四号の規定に適合すること。  
総務大臣は、第四項の同意をする場合におい  
て、必要があると認めるときは、当該同意に係  
ることとならないものでなければならぬ。  
第五項から前項までの規定は、認定技術実証  
区域計画の変更について準用する。

15 規定する所轄警察署長の権限について、航空法  
第一百三十七条第一項及び第二項の規定はこの条  
に規定する国土交通大臣の権限について、電波  
法第一百四十四条の三の規定はこの条に規定す  
る。  
14 第四項の規定は、認定技術実証区域計画に從つて  
道路交通法第一百四十四条の三の規定はこの条に規定す  
る。

13

16 総務大臣の権限について、それぞれ準用す  
る。

17 国家戦略特別区域会議は、第二項第三号ホに  
掲げる行為に係る技術実証区域計画について認  
定を受けたときは、速やかに、関係する区域を  
管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所  
長、関係する地方公共団体、関係する無線局の  
免許人等及び関係する電波法第五十六条第一項  
の規定により指定された受信設備を設置してい  
る者に対し、当該認定に係る認定技術実証区域  
計画の内容その他当該技術実証の適正な実施の  
確保のための連携に必要と認める事項を通知す  
るものとする。

18 内閣総理大臣は、第十一条第一項の規定によ  
るほか、認定技術実証区域計画に定められた事  
項又は第十項若しくは第十三項の規定により定  
められた条件に違反して技術実証が行われたと  
きは、当該認定技術実証区域計画に係る認定を  
取り消すことができる。この場合においては、  
同条第二項及び第三項の規定を準用する。

19 内閣総理大臣は、技術実証区域計画の認定を  
したとき、又は第十一項若しくは前項の規  
定による認定の取消しをしたときは、遅滞なく、  
その旨を当該技術実証区域計画に係る第四  
項各号（第十四項において準用する場合を含  
む。）に通知しなければならない。

20 国家戦略特別区域会議は、技術実証区域計画  
について認定を受けたときは、当該認定に係る  
一項の規定により当該者の権限を行ふ者を含  
む。）に通知しなければならない。

21 認定技術実証区域計画に係る認定に係る認定  
技術実証区域計画に係る第十二条の規定に  
よる評価に資するため、当該認定技術実証区域  
計画に係る技術実証に関し優れた識見を有する  
者により構成される技術実証評価委員会を置く  
ものとする。

22 第二十五条の三 認定技術実証区域計画に從つて  
実証の実施の状況について評価を行い、これに  
関し必要と認められる意見を国家戦略特別区域  
会議に述べるものとする。

23 第二十五条の三 認定技術実証区域計画に從つて  
行われる技術実証（特殊仕様自動車運行を含む  
ものに限る。）に使用される特殊仕様自動車に  
ついての道路運送車両法の規定の適用について  
は、同法第四十一条第一項中「次に掲げる装置  
について、国土交通省令」とあるのは「次に掲  
げるものに限る。）に適用する。この場合にお  
いて、同法第七十七条第七項中「又は第五項の規  
定により当該許可が取り消されたとき」とあ

るのとは、「第五項の規定により当該許可が取り  
消されたとき、又は国家戦略特別区域法（平成  
二十年法律第百七号）第二十五条の二第二項  
第三号ロに掲げる遠隔自動走行（以下この項に  
おいて単に「遠隔自動走行」という。）に係る  
合を含む。第四十六条において同じ。」の規定  
により指定されているものを除く。）と、同法  
第四十六条中「技術基準（）とあるのは「技術  
基準（国家戦略特別区域法第二十五条の二第七  
項の規定により指定されているものを除く。」  
とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定  
める。

24 管轄地方運輸局長は、前項に規定する特殊仕  
様自動車が運行の用に供されることにより保安  
上若しくは公害防止その他の環境保全上の支障  
が生じていると認め、又はこれらが生ずるおそ  
れがあると認めるに至ったときは、当該特殊仕  
様自動車に係る前条第七項の規定による指定を  
取り消すものとする。

25 管轄地方運輸局長は、前項の規定による取消  
しをしたときは、遅滞なく、内閣総理大臣及び  
当該特殊仕様自動車運行に係る実証事業者とし  
て認定技術実証区域計画に定められた者（次項  
において「運行者」という。）に対し、その旨  
を通知しなければならない。

26 第二項の規定による取消しは、前項の規定に  
よる通知が運行者に到達した時からその効力を生  
ずる。

27 第二十五条の四 認定技術実証区域計画に実証事  
業者として定められた者が当該認定技術実証区  
域計画に従つて行う遠隔自動走行については、  
第二十五条の二第二項（同条第十四項においては、  
準用する場合を含む。）の規定によりされた同  
条第四項（同条第十四項において準用する場合を  
含む。）の同意を道路交通法第七十七条第一  
項の規定による許可と、当該者を当該許可を受  
けた者と、当該認定技術実証区域計画に定めら  
れた者と、当該認定技術実証区域計画に定めら  
れた遠隔自動走行の期間を当該許可の期間と  
第一号（遠隔自動走行に係る部分に限る。）及  
び第三号に係る部分に限る。）を当該許可に係  
る同法第七十八条第三項の許可証とそれぞれみ  
なし、同法の規定を適用する。この場合にお  
いて、同法第七十七条第七項中「又は第五項の規  
定により当該許可が取り消されたとき」とあ

るのとは、「第五項の規定により当該許可が取り  
消されたとき、又は国家戦略特別区域法（平成  
二十年法律第百七号）第二十五条の二第二項  
第三号ロに掲げる遠隔自動走行（以下この項に  
おいて単に「遠隔自動走行」という。）に係る  
合を含む。第四十六条において同じ。」の規定  
により指定されているものを除く。）と、同法  
第四十六条中「技術基準（）とあるのは「技術  
基準（国家戦略特別区域法第二十五条の二第七  
項の規定により指定されているものを除く。」  
とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定  
める。

28 第二十五条の五 第二十五条の二第二項第三号ハ  
に掲げる行為に係る技術実証区域計画の認定が  
あつたときは、当該認定の日において、当該認  
定に係る認定技術実証区域計画に実証事業者と  
して定められた者が当該認定技術実証区域計画  
に従つて行う当該行為について、航空法第二百三  
条の八十五第四項第一号の規定による取  
消しをしたときは、遅滞なく、その旨を内閣総  
理大臣に通知しなければならない。

29 第二十五条の五 第二十五条の二第二項第三号ニ  
に係る技術実証区域計画の認定があつたとき  
は、当該認定の日において、当該認定に係る認  
定技術実証区域計画に実証事業者として定めら  
れた者が当該認定技術実証区域計画に従つて行  
う当該行為について、航空法第二百三十二条の八  
に掲げる行為に係る技術実証区域計画の認定  
（次項に規定するものを除く。）があつたとき  
は、総務大臣（電波法第一百四十四条の三第一項の規  
定による委任を受けた者を含む。以下この条に  
おいて同じ。）は、速やかに、当該認定に係る  
認定技術実証区域計画に実証事業者として定め  
られた者に対し、同号ホ（1）に掲げる実験等  
無線局にあつては第一号から第四号までに掲げ



いう。)を当該指定金融機関と結ぶことができ

る。

2 政府は、毎年度、利子補給契約を結ぶ場合には、各利子補給契約により当該年度において支給することとする国家戦略特区支援利子補給金の額の合計額が、当該年度の予算で定める額を超えることとなるないようにしなければならない。

3 政府は、利子補給契約を結ぶ場合には、当該利子補給契約により支給することとする国家戦略特区支援利子補給金の総額が、当該利子補給契約に係る貸付けが最初に行われた日から起算して五年間について、内閣府令で定める償還方法により償還するものとして計算した当該利子補給契約に係る貸付けの貸付残高に、内閣総理大臣が定める利子補給率を乗じて計算した額を超えることとならないようにしなければならない。

4 政府は、利子補給契約を結ぶ場合には、国家戦略特区支援利子補給金を支給すべき当該利子補給契約に係る貸付けの貸付残高は、当該貸付けが最初に行われた日から起算して五年間における当該貸付けの貸付残高としなければならない。

5 政府は、利子補給契約により国家戦略特区支援利子補給金を支給する場合には、当該利子補給契約において定められた国家戦略特区支援利子補給金の範囲内において、内閣府令で定める期間ごとに、当該期間における当該利子補給契約に係る貸付けの実際の貸付残高(当該貸付残高が第三項の規定により計算した貸付残高を超えるときは、その計算した貸付残高)に同項の利子補給率を乗じて計算した額を、内閣府令で定めるところにより、支給するものとする。

6 利子補給契約により政府が国家戦略特区支援利子補給金を支給することができる年限は、当該利子補給契約をした会計年度以降七年度以内とする。

7 内閣総理大臣は、指定金融機関が第一項に規定する指定の要件を欠くに至ったと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

8 指定金融機関の指定及びその取消しの手続に関する必要な事項は、内閣府令で定める。  
(国の機関等に対するデータの提供の求め)

**第二十八条の二 認定区域計画に定められている国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業の実**

施主体であつて、内閣府令・総務省令・経済産業省令で定めるデータの安全管理に係る基準に適合することについて内閣総理大臣の確認を受けたもの(以下この条及び次条において単に「実施主体」という。)は、先端的区域データ活用事業活動の実施に活用するため、国の機関又は公共機関等(独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人その他これに準ずる者で政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)の保有するデータであつて区域データとしての活用が見込まれるもの必要とするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に対し、当該データの提供を求めることができる。

2 前項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、前項に規定する場合において、当該求めが第二項第一号に掲げる事由に該当しないと認めることは、遅滞なく、当該求めに係るデータを保有するその所管の公共機関等又は他の関係行政機関の長に対して当該データの提供を要請しない旨及びその理由を当該求めをした実施主体に通知するものとする。

3 第一項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、前項にも該当する事由のいずれかに該当しないと認めることにより、公益を害し、又はその所掌事務若しくは事業の遂行に支障を及ぼすおそれがないものであることを。

4 第一項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、前項に規定する場合において、当該求めについて同項各号に掲げる事由のいずれかに該当しないと認めるとときは、遅滞なく、当該求めに応じた提供を行わない旨及びその理由を当該求めをした実施主体に通知するものとする。

5 第一項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、当該求めに係るデータをその所管する公共機関等、他の関係行政機関の長又は他の関係行政機関等又は他の関係行政機関等が当該データを保有する場合において、当該求めについて第二項第一号に掲げる事由に該当する事由に該当すると認めるときは、遅滞なく、当該求めに応じた提供を行わない旨及びその理由を当該求めをした実施主体に提供するものとする。

6 第一項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、当該求めに係るデータをその所管する公共機関等が当該データを保有する場合において、当該求めについて第二項各号に掲げる事由のいずれにも該当すると認めるとときは、遅滞なく、当該求めに応じた提供を行わない旨及びその理由を当該求めをした実施主体に提供するとともに、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

7 第一項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、当該求めに係るデータをその所管する公共機関等が当該データを保有する場合において、当該求めについて第二項各号に掲げる事由のいずれにも該当すると認めるとときは、遅滞なく、当該求めに応じた提供を行わない旨及びその理由を当該求めをした実施主体に提供するとともに、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

ともに、その旨を当該求めをした実施主体に通知するものとする。

2 第一項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、前項に規定する場合において、当該求めが第二項第一号に掲げる事由に該当しないと認めることは、遅滞なく、当該求めに係るデータを保有するその所管の公共機関等又は他の関係行政機関の長に対して当該データの提供を要請しない旨及びその理由を当該求めをした実施主体に通知するものとする。

3 第一項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、前項にも該当する事由のいずれかに該当しないと認めるとときは、遅滞なく、当該求めに係るデータを保有するその所管の公共機関等又は他の関係行政機関の長に対して当該データの提供を要請しない旨及びその理由を当該求めをした実施主体に通知するものとする。

4 第一項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、当該求めに係るデータをその所管する公共機関等が当該データを保有する場合において、当該求めについて第二項各号に掲げる事由のいずれにも該当すると認めるとときは、遅滞なく、当該求めに応じた提供を行わない旨及びその理由を当該求めをした実施主体に提供するものとする。

5 第一項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、当該求めに係るデータをその所管する公共機関等が当該データを保有する場合において、当該求めについて第二項各号に掲げる事由のいずれにも該当すると認めるとときは、遅滞なく、当該求めに応じた提供を行わない旨及びその理由を当該求めをした実施主体に提供するものとする。

6 第一項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、当該求めに係るデータをその所管する公共機関等が当該データを保有する場合において、当該求めについて第二項各号に掲げる事由のいずれにも該当すると認めるとときは、遅滞なく、当該求めに応じた提供を行わない旨及びその理由を当該求めをした実施主体に提供するものとする。

7 第一項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、当該求めに係るデータをその所管する公共機関等が当該データを保有する場合において、当該求めについて第二項各号に掲げる事由のいずれにも該当すると認めるとときは、遅滞なく、当該求めに応じた提供を行わない旨及びその理由を当該求めをした実施主体に提供するものとする。

11 前項の規定による通知を受けた関係行政機関の長は、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

12 第四項又は第八項の規定による要請を受けた公共機関等は、当該要請に係る求めについて第二項各号に掲げる事由のいずれかに該当しないと認めることは、遅滞なく、当該要請に係る求めを受けた内閣総理大臣は、遅滞なく、その旨及びその理由を当該公共機関等を所管する内閣総理大臣又は関係行政機関の長に通知するものとする。

13 前項の規定による通知を受けた関係行政機関の長は、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

14 第七項から第九項まで及び前二項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、遅滞なく、その通知の内容を当該通知に係る第一項の規定による求めをした実施主体に通知するものとする。

15 国の機関及び公共機関等は、第一項の規定による求めがあつたときは、官民データ活用推進基本法の趣旨にのっとり、積極的なデータの提供に努めるものとする。

**第二十八条の三 実施主体は、先端的区域データ活用事業活動の実施に活用するため、国家戦略特別区域会議に係る関係行政機関の長は、当該要請に係る求めに係るデータを保有する場合において、当該求めについて第二項第一号に掲げる事由に該当すると認めるとときは、遅滞なく、当該求めに係るデータを保有するその所管の公共機関等に対し、当該データの提供を要請するとともに、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。**

16 第四項の規定による要請を受けた関係行政機関の長は、前項に規定する場合において、当該要請に係る求めについて第二項各号に掲げる事由のいずれかに該当しないと認めるとときは、遅滞なく、当該要請に係る求めを受けた内閣総理大臣は、遅滞なく、その旨及びその理由を当該関係行政機関の長に通知するものとする。

17 第四項の規定による要請を受けた関係行政機関の長は、前項に規定する場合において、当該要請に係る求めについて第二項第一号に掲げる事由のいずれかに該当しないと認めるとときは、遅滞なく、当該要請に係る求めを受けた内閣総理大臣は、遅滞なく、その旨及びその理由を当該関係行政機関の長に通知するものとする。

(新たな規制の特例措置の求め)  
**第二十八条の四** 国家戦略特別区域会議（国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業を含む区域計画を定めようとするもの又はその認定を受けたものに限る。以下この条において同じ。）は、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成を図るために、先端的区域データ活用事業活動を実施する主体が国家戦略特別区域において新たな規制の特例措置（法律により規定された規制についての法律の特例に関する措置又は政令等により規定された規制についての第二十六条の規定による政令若しくは内閣府令・主務省令で定める政令等の特例に関する措置であつて、この法律の改正又は政令若しくは内閣府令・主務省令の制定若しくは改正をする必要があるものをいい、これらの措置の適用を受ける場合において当該規制の趣旨に照らし地方公共団体がこれらの措置と併せて実施し又はその実施を促進することが必要となる措置を含む。以下この条及び第三十条第一項第七号において同じ。）の適用を受けて先端的区域データ活用事業活動を実施し又はその実施を促進する必要があると認めるときは、内閣府令で定める総理大臣に対し、当該新たな規制の特例措置の整備を求めることができる。

2 国家戦略特別区域会議は、前項の規定による

求めをしようとする場合には、国家戦略特別区

域基本方針及び区域方針に即して、内閣府令で

定めるところにより、当該求めに係る区域計画

又は認定区域計画の変更の案を作成し、内閣總

理大臣に提出するものとする。この場合において、国家戦略特別区域会議は、当該案に次項に

求めをしようとする先端的区域データ活用事業活動を実

施する区域の住民その他の利害関係者の意向を踏まえなければならない。

3 第七条第四項及び第五項並びに第八条第二項

及び第七項の規定は、前項の案の作成について

準用する。この場合において、同条第二項第二

号中「実施主体」とあるのは、「実施主体並びに

新たな規制の特例措置（第二十八条の四第一項

に規定する新たな規制の特例措置をいいう。次号

において同じ。）の適用を受けて実施する先端

的区域データ活用事業活動の内容及び当該先端

的区域データ活用事業活動を実施すると見込ま

れる主体」と、同項第三号中「の内容」とある

のは「及び先端的区域データ活用事業活動に適

用される新たな規制の特例措置の内容」と、同

項第四号中「特定事業」とあるのは、「特定事業

及び先端的区域データ活用事業活動」と読み替

えるものとする。

3 第一項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、当該求めがその所管する法律又は政令等により規定された規制についての特例に関する措置を求めるものである場合において、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置を講ずることと認めると、その旨及び講ずることとする新たな規制の特例に関する措置を当該求めをして、内閣総理大臣は、当該求めをした国家戦略特別区域会議に通知するものとする。

4 第一項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、当該求めがその所管する法律又は政令等により規定された規制についての特例に関する措置を求めるものである場合において、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置を講ずることと認めると、その旨及び講ずることとする新たな規制の特例に関する措置を当該求めをして、内閣総理大臣は、当該求めをした国家戦略特別区域会議に通知するものとする。

5 第一項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、前項に規定する場合において、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置を講ずることと認めると、その旨及び講ずることとする新たな規制の特例措置の内容を当該求めをして、内閣総理大臣は、当該求めをした国家戦略特別区域会議に通知するとともに、講ずることとする新たな規制の特例措置の内容を公表するものとする。

6 内閣総理大臣は、第一項の規定による求めに係る新たな規制の特例措置を講ずるか否かを判断するに当たっては、国家戦略特別区域諮問会議の意見を聴くものとする。

7 第一項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、当該求めが他の関係行政機関の長の所管する法律又は政令等により規定された規制についての特例に関する措置を求めるものである場合は、当該関係行政機関の長に対し、新たな規制の特例措置について検討を行うよう要請することとともに、その旨を当該求めをして、内閣戦略特別区域会議に通知するものとする。

8 前項の規定による要請を受けた関係行政機関の長は、当該要請を踏まえた新たな規制の特例措置を講ずることが必要かつ適当であると認めると、その旨及び講ずることとする新たな規制の特例措置の内容を公表するものとする。

9 第七項の規定による要請を受けた関係行政機関の長は、当該要請を踏まえた新たな規制の特例措置を講ずることが必要ないと認めたときは、遅滞なく、その旨及び講ずることとする新たな規制の特例措置の内容を内閣総理大臣に通知するとともに、講ずることとする新たな規制の特例措置の内容を公表するものとする。

10 前二項の規定による通知を受けた内閣総理大臣は、遅滞なく、その通知の内容を当該通知に係る第一項の規定による求めをして、内閣総理大臣は、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

11 関係行政機関の長は、第七項の規定による要請に係る新たな規制の特例措置を講ずるか否かを判断するに当たっては、国家戦略特別区域諮問会議の意見を聴くものとする。

第五章 国家戦略特別区域諮問会議（設置（所掌事務））

**第二十九条** 内閣府に、国家戦略特別区域諮問会議（以下「会議」という。）を置く。

（設置（所掌事務））

第三十条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 國家戦略特別区域の指定に關し、第二条第六項に規定する事項を處理すること。

二 國家戦略特別区域基本方針に關し、第五条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）に規定する事項を處理すること。

三 区域方針に關し、第六条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）に規定する事項において準用する場合を含む。）に規定する事項を處理すること。

四 区域計画の認定に關し、第八条第九項（第一項において準用する場合を含む。）に規定する事項を處理すること。

五 第十六条の四第三項に規定する指針に關し、同条第四項に規定する事項を處理すること。

六 第十六条の五第三項に規定する指針に關し、同条第四項において準用する第十六条の四第四項に規定する事項を處理すること。

七 新たな規制の特例措置の求めに關し、第二项に規定する事項を處理すること。

八 第三十七条第二項に規定する雇用指針に關し、同項に規定する事項を處理すること。

九 前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進に関する重要な事項について調査審議すること。

十 前各号に規定する事項に關し、調査審議例措置を講ずることが必要でないと認めたときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に對し、意見を述べること。

十一 会議は、前項第七号に掲げる事務に關し必要な措置を講ずること。

十二 会議は、前項の規定による勧告をしたときがあると認めたときは、内閣総理大臣又は内閣総理大臣を通じて関係行政機関の長に勧告することができる。

十三 会議は、前項の規定による勧告をして、内閣総理大臣を通じて行うものとする。

（組織）

第三十一条 会議は、議長及び議員十人以内をもつて組織する。

（議長）

第三十二条 議長は、内閣総理大臣をもつて充てる。

（議員）

第三十三条 議員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 内閣官房長官

二 国家戦略特別区域担当大臣

三 前二号に掲げる者のほか、国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

四 経済社会の構造改革の推進による産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に關し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

五 議長は、必要があると認めるときは、第三十一条及び前項の規定にかかるわらず、同項第一号から第三号までに掲げる議員である國務大臣以外の國務大臣を、議案を限つて、議員として、臨時に会議に参加させることができる。

六 第一項第四号に掲げる議員の数は、同項各号に掲げる議員の総数の五分の五未満であつてはならない。

七 第一項第四号に掲げる議員は、非常勤とす



が援助を行う場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは、「第三十七条の八」と読み替えるものとする。

**第三十七条の八** 国は、先端的技術利用事業活動の実施の促進を図るため、国家戦略特別区域において、先端的技術利用事業活動を実施する主体の情報システムと先端的技術利用事業活動の実施に活用されるデータを保有する主体の情報システムとの相互の連携を確保するための基盤を整備する者に対し、当該基盤に係る規格の整備及び互換性の確保並びに当該基盤から提供されるデータの内容の正確性の確保その他の当該基盤の利用における安全性及び信頼性の確保に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行うものとする。

**第二条** 第三十六条の二第二項から第四項までの規定は、前項に規定する援助について準用する。この場合において、これらの規定中「関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長」とあるのは、「及び関係行政機関の長」と、同条第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは、「第三十七条の八第一項」と読み替えるものとする。

**第三十八条** 内閣総理大臣は、第五条第七項の規定による募集に応じ行われた提案であつて、構造改革特別区域法第二条の二に規定する構造改革の推進等に資するものについては、同法第三条第四項に規定する提案とみなして、同項の規定を適用する。

構造改革特別区域において実施される事業については、特定事業と相まってより効果を上げるよう、内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、その円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他の援助を行つよう努めなければならない。

(主務省令)

**第三十九条** この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令(人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全

委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。)を所管する内閣官房、内閣府、デジタル庁又は各省の内閣官房令(告示を含む)、内閣府令(告示を含む)、デジタル庁令(告示を含む)又は省令(告示を含む)とする。ただし、人会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公害等調整委員会規則、公害等調整委員会規則、中央労働委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。(命令への委任)

**第四十条** この法律に定めるもののほか、この法律の実施に關する必要な事項は、命令で定める。(経過措置)

**第四十一条** この法律の規定に基づき命令又は条例を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ命令又は条例で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む)を定めることができる。

**附 則** (施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三章、第四章及び第三十七条の規定  
布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日

2 厚生労働大臣は、前項の規定による検討を行った後は、労働政策審議会の意見を聴かなければならぬ。  
3 政府は、特定措置を講ずるために必要な法律案を平成二十六年に開会される国会の常会に提出することを目指すものとする。  
4 政府は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進を図る観点から、地域の特性に応じた多様な教育を実施するに当たり、公立学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二条第二項に規定する公立学校をいう。以下この項において同じ。)の教育水準の維持向上及び公共性の確保を図りながら、公立学校の管理を民間に委託することを可能とするため、関係地方公共団体との協議の状況を踏まえつつ、この法律の施行後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

5 政府は、毎年、国家戦略特区支援利子補給金の活用及び認定区域計画に定められている第二条第二項第二号に規定する事業の実施の状況について検討を加え、その結果に基づいて、この法律の施行後三年以内に、必要な措置を講ずるものとする。

(訓令又は通達に関する措置)

**第二条** 政府は、産業の国際競争力の強化及び基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律(平成二十五年法律第二百二号)の公布の日の日以後に遅い日

**附 則** (施行期日)  
第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
二号 (施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
二号 (施行期日)  
第一条 この法律は、平成二十六年六月四日法律第五一条第三条、第四条、第十四条、第十五条、第二十二条及び第二十二条の規定 平成三十年一月一日までの間において政令で定める日から三まで施行する。  
四号 (施行期日)  
第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
五号 (施行期日)  
第一条 この法律は、平成二十六年六月一三日法律第六十六条法律第六十八号)の施行の日から施行する。

**第六条** この法律による改正前の法律の規定によつて使用者との間で期間の定めのある労働契約を締結するもの(その年収が常時雇用される一般的な労働者と比較して高い水準となることが見込まれる者に限る。)その他これに準ずる者

についての、期間の定めのある労働契約の期間の定めのない労働契約への転換に係る労働契約法(平成十九年法律第二百二十八号)第十八条第二項に規定する通算契約期間の在り方及び期間の定めのある労働契約の締結時、当該労働契約の期間の満了時等において労働に関する法令の規定に違反する行為が生じないようにするための必要な措置その他必要な事項であつて全国に必要となるものとする。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による検討を行った後は、労働政策審議会の意見を聴かなければならぬ。  
3 政府は、特定措置を講ずるために必要な法律案を平成二十六年に開会される国会の常会に提出することを目指すものとする。  
4 政府は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進を図る観点から、地域の特性に応じた多様な教育を実施するに当たり、公立学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二条第二項に規定する公立学校をいう。以下この項において同じ。)の教育水準の維持向上及び公共性の確保を図りながら、公立学校の管理を民間に委託することを可能とするため、関係地方公共団体との協議の状況を踏まえつつ、この法律の施行後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

5 政府は、毎年、国家戦略特区支援利子補給金の活用及び認定区域計画に定められている第二条第二項第二号に規定する事業の実施の状況について検討を加え、その結果に基づいて、この法律の施行後三年以内に、必要な措置を講ずるものとする。

(訓令又は通達に関する措置)

**第三条** 関係行政機関の長が発する訓令又は通達のうち国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進を図る観点についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政機関の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた行政機関の処分その他の行為又は不作為に係るものについては、申請に係る行政機関の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

**第六条** この法律による改正前の法律の規定によつて不服申立てに対する行政機関の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴え提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立て

を提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとする場合にあっては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものと含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとする場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であって、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その

六十八条第五項、第六十九条の三十四、第六十九条の三十八第二項、第六十九条の三十九第一項、第七十八条の二、第七十八条の十四第一項、第一百十五条の十二、第一百十五条の四一二第一項及び第一百十五条の四十五の改正規定、同法第一百五十五条の四十五回の次に十条を加

第五条乃至前二条の規定に依る前件の執行に付する場合におけるこの法律の施行後によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第十条** 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二六年六月二十五日法律第八  
三号) 抄  
(施行期日)

卷之三

第十二条中診療放射線技師法第二十六条第一項の改正規定及び第二十四条の規定並びに次条並びに附則第七条、第十三条ただし書、第十八条、第二十条第一項ただし書、第二十二条、第二十五条、第二十九条、第三十二条、第六十一条、第六十二条、第六十四条、第六十七条、第七十一条及び第七十二条の規定を公布する。

四号) 第二条第五項第二号の改正規定  
条第十四項」を「同条第十二項」に、「同条第十八項」を「同条第十六項」に改める部分(六十五項)並びに附則第六十五条、第六十七条及び第七十条の規定 平成二十七年四月一日

(罰則の適用に関する経過措置)  
**第七十一条** この法律(附則第一条各号に掲げて規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお從前の例によることとされ、場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとしてされる場合におけるこの法律の施行後にした行為

為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

九月

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三百日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中国家戦略特別区域法第八条第九項の改正規定（「第十三条」を「第十二条の二」に改める部分を除く。）、同法第十条第二項ハ改正規定（「第十三条」を「第十二条の二」に改める部分を除く。）及び同法第二十七条の次に見出し及び三条を加える改正規定並びに改める部分を除く。）、同法第十一条第二項ハ改正規定（「第十三条」を「第十二条の二」に改める部分を除く。）及び同法第二十七条の次に見出し及び三条を加える改正規定並びに改める部分を除く。）、同法第十一条第二項ハ

月三十一日までの間は、第一条の規定による改正後の国家戦略特別区域法第十二条の三第十一項の表公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）の項中「及び義務教育学校並びに」とあるのは、「並びに」とする。  
「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等」の一部を改正する

る法律の一部改正に伴う調整規定)  
**第十六条** 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日がこの法律の施行の日前である場合には、第一条のうち国家戦略特別区城法第二十四条の次に三条を加える改正規定(第二十四条の二に係る部分に限る。)中「一般労働者派遣事業」とあるのは「労働者派遣事業」と、「第二条第四号」とあるのは「第二条第三号」とし、前条の規定は、適用しない。(政令への委任)

**第十九条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二七年九月四日法律第六三号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十八条、第二十九条第一項及び第三項、第三十条から第四十条まで、第四十七条(都道府県農業会議及び全国農業会議所の役員に係る部分に限る。)、第五十条、第一百九条並びに第一百五十五条の規定 公布の日(以下「公布日」という。)

（施行期日）  
第一条 本法は、平成二十八年四月一日から  
附 則（平成二七年九月四日法律第六三  
号）抄

第一二〇条法津は、平成二十八年四月一日から

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 附則第二十八条、第二十九条第一項及び第三項、第三十条から第四十条まで、第四十七条  
条（都道府県農業会議及び全国農業会議所の役員に係る部分に限る。）、第五十条、第一百九  
条並びに第一百五十五条の規定 公布の日（以下「公布日」という。）

三 附則第一百十三条の規定 医療法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十四号）の公布の日又は公布日のいずれか遅い日（罰則に関する経過措置）この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後におけるこの法律の施行後した行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第一百四条 この附則に定めるもののはか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二十七年九月一一日法律第六六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年九月一八日法律第七三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年九月三十日から施行する。

附 則（平成二七年九月一八日法律第七四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（平成二七年九月一八日法律第七五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（平成二七年九月一八日法律第七六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二八年三月三一日法律第一七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七条の規定並びに附則第十三条、第三十一条及び第三十三条の規定 公布の日

二 第一条中雇用保険法第六十二条第一項及び第六十三条第一項の改正規定、第三条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条の規定並びに附則第十条、第十五条、第二十六条、第二十八条及び第三十一条の規定

（国家戦略特別区域法の一部改正に伴う経過措置）

第三十二条 前条の規定による改正前の国家戦略特別区域法第二十四条の二第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による内閣総理大臣の認定に係る国家戦略特別区域法第二条第一項に規定する国家戦略特別区域内の市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）の区域をその区域に含む都道府県の知事が、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に当該市町村の長から、当該市町村の区域において第四条の規定による改正前の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第四十一条第二項に規定するシルバー人材センターが行う同法第四十二条第一項第二号及び第四号に掲げる業務を含む。）に關し、その取り扱い範囲を拡張する旨の通知を受けたときは、当該都道府県の知事が、同日において第四条の規定による改正後の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第三十九条第一項（同法第四十五条において準用する場合を含む。）に關し、その取り扱い範囲を拡張する旨の通知を受けたときは、当該市町村の区域において全ての業種及び職種を指定したものとみなして、同法の規定を適用する。

（同法第四十一条第一項に規定するシルバー人材センター連合が行う同法第四十五条において準用する同法第四十二条第一項第二号及び第四号に掲げる業務を含む。）に關し、その取り扱い範囲を拡張する旨の通知を受けたときは、当該市町村の区域において全ての業種及び職種を指定したものとみなして、同法の規定を適用する。

（同法第四十二条第一項に規定するシルバー人材センター連合が行う同法第四十五条において準用する同法第四十二条第一項第二号及び第四号に掲げる業務を含む。）に關し、その取り扱い範囲を拡張する旨の通知を受けたときは、当該市町村の区域において全ての業種及び職種を指定したものとみなして、同法の規定を適用する。

から、我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外における需要の開拓が重要なことを踏まえつゝ、我が国において外国人が当該商品の生産若しくは販売又は当該役務の提供に必要となる専門的な知識及び技能を習得する機会並びに外国人が習得したこれら専門的な知識及び技能を生かして就労する機会の充実に資するよう、この法律の施行後一年以内を目指としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の検討を行うに当たっては、我が国における労働力需給の状況その他の情勢に配慮しなければならない。

附 則（平成二八年六月三日法律第六三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（平成二九年三月三一日法律第五六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（平成二九年三月三一日法律第五七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（平成二九年三月三一日法律第五八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（平成二九年三月三一日法律第五九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（平成二九年三月三一日法律第六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

改正規定並びに附則第四条、第八条及び第十一条の規定並びに附則第二十二条中国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の四第一項及び第八項の改正規定（同号第一項及び第八項中「第一章第六節」を「第二章第七節」に改める部分に限る。）公布の日

一 第一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第三条の規定（壳春防止法第三十五条第四項を削る改正規定を除く。）及び第六条の規定（同号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第九条の規定（同号に掲げる改正規定を除く。）

二 第二十二条第一項の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）

三 第二十二条第二項の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）

四 第二十二条第三項の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）

五 第二十二条第四項の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）

六 第二十二条第五項の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）

七 第二十二条第六項の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）

八 第二十二条第七項の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）

九 第二十二条第八項の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）

十 第二十二条第九項の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）

十一 第二十二条第十項の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）

十二 第二十二条第十一項の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）

十三 第二十二条第十二項の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）

十四 第二十二条第十三項の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）

十五 第二十二条第十四項の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）

十六 第二十二条第十五項の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）

十七 第二十二条第十六項の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）

十八 第二十二条第十七項の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）

十九 第二十二条第十八項の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）

二十 第二十二条第十九項の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）

二十一 第二十二条第二十項の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）



同じ。)の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定(次格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。)に基づき行われた行政庁の处分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

**第三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**国家戦略特別区域法第一九条の二第一項に規定する特定退職(施行日前に第一条の規定による改正前の国家公務員法(以下この条及び附則第十条において「旧国家公務員法」という。)第三十八条第一号に該当して旧国家公務員法第七十六条の規定により失職した場合に限る。)をした者に係る国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第二百八十二号)第二条の四の規定による退職手当に係る同法第七条第一項の規定による在職期間の計算については、第五条の規定による改正後の国家戦略特別区域法第十九条の二第一項の規定にかかるはず、なお従前の例によること。**

(検討)

**第七条** 政府は、会社法(平成十七年法律第八十六号)及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)における法人的役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法的上の措置を講ずるものとする。

**附 則 (令和元年一二月四日法律第六三号)抄**  
(施行期日)  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 附則第十二条及び第三十九条の規定の日  
二 第二条の規定、第四条(覚せい剤取締法第九条第一項第一号の改正規定に限る。)の規定及び第六条の規定並びに次条、附則第五五の日

六条及び第二十条の規定、附則第二十二条(自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第一百十五条の五第二項の改正規定に限る。)の規定並びに附則第二十三条、第二十八条、第五条 施行日前に第五条の規定による改正前の国家戦略特別区域法第十九条の二第一項に規定する特定退職(施行日前に第一条の規定による改正前の国家公務員法(以下この条及び附則第十条において「旧国家公務員法」という。)第三十八条第一号に該当して旧国家公務員法第七十六条の規定により失職した場合に限る。)をした者に係る国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第二百八十二号)第二条の四の規定による退職手当に係る同法第七条第一項の規定による在職期間の計算については、第五条の規定による改正後の国家戦略特別区域法第十九条の二第一項の規定にかかるはず、なお従前の例によること。

(検討)

**第三十九条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に係る必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

**附 則 (令和元年一二月六日法律第六五号)抄**  
(施行期日)  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条第三項の改正規定、第七条第一項の改正規定、第三十一条を削る改正規定、附則第三十二条の改正規定、同条を第三十一条とし、同条の次に一条を加える改正規定、附則第三条及び第四条の改正規定並びに別表第二十一号及び第二十二号の改正規定並びに次条の規定及び附則第四条中国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第二百七号)第十条第三項の表の改正規定(同表第三十二条第一項の項中「第三十二条第一項」を「第三十二条第一項」に改める部分及び同項の次に次のように加える部分に限る。)公布の日  
(検討)

**附 則 (令和二年二月九日法律第七二号)抄**  
(施行期日)  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則 (令和二年三月三一日法律第一一号)抄**  
(施行期日)  
**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**第四条** この法律の施行前に国家戦略特別区域法第十一条第一項に規定する認定区域計画に定められた旧法第二十七条の二に規定する特定事業(国家戦略特別区域法第二条第二項第二号に掲げるものに限る。)についての課税の特例については、なお従前の例による。

**附 則 (令和二年六月三日法律第三三号)抄**  
(施行期日)  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則 (令和三年五月一九日法律第三三号)抄**  
(施行期日)  
**第七条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**第八条** 政府は、この法律の施行後速やかに、特定非営利活動促進法に基づく事務又は業務に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、当該事務又は業務について、電子情報処理組織を使用する方法その他的情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

**附 則 (令和三年五月一九日法律第三三号)抄**  
(施行期日)  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十八条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

**附 則 (令和三年五月一九日法律第三三号)抄**  
(施行期日)  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。



